

春日井市就労促進助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、女性、高齢者、障がい者等の就職への支援が必要な状況にある求職者の就職を支援するため、これらの者を採用した市内の事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において就職支援対象者とは、出産、育児、介護等により離職した女性、65歳以上の者又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所が行った判定結果に基づき、愛知県知事から療育手帳の交付を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を申請できる者は、市内在住の就職支援対象者を1年以上継続して雇用している事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に事業所を有し事業を行っている個人事業主であること。
- (2) 就職支援対象者との雇用契約に定年を除く雇用期間の定めがないこと。
- (3) 雇用保険、厚生年金及び健康保険の適用事業所であって、所要の保険関係手続を完了していること。
- (4) 春日井市暴力団排除条例(平成23年春日井市条例第28号)に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(5) 市税の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1年以上雇用する就職支援対象者(以下「補助対象被用者」という。) 1人につき20万円かつ1事業年度につき40万円を限度とする。ただし、既に補助金の交付の対象となった就職支援対象者については、重ねて補助金の交付対象とすることができない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、就労促進助成事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、補助対象被用者の雇用開始日から起算して1年3か月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象被用者の採用日並びに雇用及びその継続を証明する書類
- (2) 第3条第3号の事実を証明する書類
- (3) 補助対象被用者の住民票の写し(当該申請書を提出する日前3月以内に発行されたもの)
- (4) 補助対象被用者の障害者手帳の写し(障がい者を雇用した場合に限る。)
- (5) 補助対象被用者の履歴書(第2号様式)(出産、育児、介護等により離職した女性を雇用した場合に限る。)
- (6) 申請書を提出する日前3月以内に発行された登記事項証明書(法人が申請する場合に限る。)
- (7) 直近申告分の所得税確定申告書の写し(個人事業主が申請する場合に限る。)
- (8) 市税調査承諾書(第2号様式の2)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは就労促進助成事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、相当でないと認めるときは就労促進助成事業補助金交付申請却下通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、請求書（第5号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成31年4月1日以降新たに雇用する補助対象被用者について適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

就労促進助成事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

営 業 場 所

氏名又は名称

及び代表者名

就労促進助成事業補助金の交付を受けたいので、春日井市就労促進助成事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 今回の申請に係る補助対象被用者の人数 名

3 特記事項

春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではありません。

第2号様式（第5条関係）

履 歴 書

年 月 日

フリガナ		
氏 名		
住 所		
年	月	職歴

※内容を満たせば市販の履歴書で代えることができる。

第2号様式の2（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

（所在地）

申 請 者 氏 名

（名称及び代表者名）

市税調査承諾書

春日井市就労促進助成事業補助金の申請に当たり、春日井市が、申請者の市税の課税及び納税の状況を調査することを承諾します。

備考

- 1 個人事業主の場合は、氏名を自署すること
本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・その他）
- 2 法人の場合は、住所・営業場所・法人名・代表者名を記入し、社印又は代表者印を押印すること

第3号様式（第6条関係）

就労促進助成事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった就労促進助成事業補助金については、春日井市就労促進助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定する。

交付決定金額 金 円

第4号様式（第6条関係）

就労促進助成事業補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった就労促進助成事業補助金については、春日井市就労促進助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の理由により補助金を交付しないことに決定する。

（理由）

第5号様式（第7条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
営 業 場 所
氏名又は名称
及び代表者名

年 月 日付け 春経第 号で交付決定通知のありました春日井市就
労促進助成事業補助金について次のとおり請求します。

請求金額 金 円

口座振込先

振込先			
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			